四万十市立図書館資料収集方針

I 目的

この方針は、「図書館法」の理念及び「四万十市立図書館運営規則」第7条の規定に基づき、 市民の現在及び将来の利用に応えることができる、より充実した蔵書構成を目指すことを目的 として、四万十市立図書館における資料の収集についての基本を定めるものである。

Ⅱ 基本方針

- 1 「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、次の点に留意して市民の知る自由を保障するために資料収集を行う。
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて 自己規制したりしない。
 - (5) みだりに個人のプライバシーを侵す資料、宗教的政治的に特定の団体の宣伝のみを目的とする資料、商業的利益のみを目的とした資料は、収集の際に留意する。
 - (6) 寄贈資料の受入にあたっても、Ⅱ基本方針 1 (1) (2) (3) (4) (5) の規定を適用する。 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- 2 市民のさまざまな情報要求に応えることを原則とする。また、地域の実情や社会の要請に 十分留意するだけでなく、潜在的要求や将来を見据えた要求も考慮して収集する。市民生活、 地域産業、文化の向上に役立つ資料を効果的に収集し、特に現代の社会問題を取り扱った資 料は積極的に収集する。
- 3 年齢、身体的条件、文化的背景に関わりなく誰もが利用できるように、多様な形態の資料 を幅広く収集する。
- 4 高知県に関する資料、特に四万十市に関する資料を積極的に収集する。
- 5 地域を支える情報拠点をめざし、本館は、総合資料センターとして西土佐分館を補完し、 課題解決支援の中核となるよう、各分野の資料を体系的に収集した蔵書構成を図る。

Ⅲ 収集の検討及び決定

収集する資料の検討は、四万十市立図書館の司書を含む図書館職員の合議に基づいて行う。 この検討を受け、図書館長が最終的に決定し、その責任を負う。ただし、決定に当たっては、 教育委員会の承認を必要とする。

IV 資料別収集方針

1 図書

(1) 教養・娯楽・趣味・実用書

市民のライフステージに応じた情報要求や課題解決を基に、あらゆる分野における図書を収集する。入門書や概説書、専門書まで、多様なレベルの要求に応じられるよう体系的に収集する。必要に応じて複本もそろえる。

(2) 専門的図書・参考図書

課題解決を支援する基本的な図書を幅広く収集する。利用が一部の専門家に限定される 高度な専門的、学術的な図書は、原則として収集しない。新学説、改訂版等が出れば更新 を図る。

年鑑・年報・統計書・白書などは、総合的なもの、各分野の基本的なもの、主要な団体が 発行するものを収集する。

(3) 郷土資料

高知県に関する資料、特に四万十市に関する資料を積極的に収集する。また、四万十市に関する資料については、行政資料も含め、提供及び保存のため複数収集することを原則とする。

(4) 児童図書・青少年向資料 (ヤングアダルト)

乳児から多感な時期の高校生まで、子どもの成長、発達段階に応じて、長く読み継がれる良質な図書を基本とする。また、子どもの視野を広げ、好奇心を育む自然科学系等幅広い分野の多種多様なもの、子どもの要求に応えるもの、青少年が進路や将来社会等に関心を持ち、自分で考え、課題を解決するために役立つもの、成人するまで継続的に読書活動を支援するものを収集する。

(5) 外国語で書かれた資料

多文化サービスの提供を意識し、市民の要望や在住外国人が利用できる外国語資料を収集する。

(6) 漫画資料

評価の定まった作品、高知県出身者の作品について収集する。

一般コミックについては積極的には収集しないが、寄贈などを通して、必要性を判断の うえ収集する。

2 逐次刊行物

(1) 新聞

主要な全国紙、地元地方紙を中心に収集する。 専門紙、機関紙、外国紙については、必要に応じて収集する。

(2) 雑誌

国内発行の各分野における基本的なものを中心に、市民の要求、趣向を反映したものを 収集する。児童及び青少年向けのものも含めて幅広く収集し、必要に応じて国外発行のも のも収集する。

(3) その他の逐次刊行物

必要に応じて収集する。

3 視聴覚資料

学習・教養・実用に役立つ資料を収集する。また、評価の定まった作品を中心に、多様なジャンルの作品を収集する。

4 バリアフリー資料

図書館資料をそのままの形で利用することが困難な市民に対し、利用に適した形に加工した大活字資料、点字資料、録音資料、布絵本等を収集する

5 その他

メディアの進展に照らして、適切な資料を検討して収集する。また、必要に応じて、データベース、デジタル資料、インターネットなどの情報資源の提供に努める。

V 収集方針の公開

この方針は公開し、収集資料について市民の要望・意見・批判があれば積極的に検討し、収集の参考とする。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。